

六 経過

(1) 重業主側

事業主ハ一切ヲ并護士加藤純義ニ一任シ勞働者
ヲ避ケツ、アリ

(2) 勞働者側

▲勞働者側ハ復職要求ノ意アリ、有シ島津一郎高橋吾助等ノ
應援ノモトニ事業主ニ會見ヲ求メ并護士トノ接衝ヲ拒否

セリ

且別記(一)(三)(四)ノ如ク、
一スヲ作成頒布シ氣勢ヲ

九 及中(道) 報復也

要 求 書

- 「別記(一)」
- 「解雇絶対多数」
- 「日給制、確立 (病者者、仕事、毎日所、常備給ヲ支給スルコト)」
- 「工場長、排斥 (本工場分工場長ヲ解雇スルコト)」
- 「休憩時間、實施 (十時、三時三十分、休憩時間ヲ實施スルコト)」
- 「定期昇給、實施 (年二回公平ニ昇給スルコト)」
- 「臨時休業、件 但前日發表ヲト (臨時場合、日給全額ヲ支給スルコト)」
- 「公休日出勤、件 (公休日出勤ノ際、日給、五割増給ノコト)」
- 「衛生設備、改善」

昭和五年三月十三日

右 要求 候 也

全國勞働組合自由聯合會加盟

東京一般勞働組合城南支部

従業員 一 同

八重澤仙松殿